



# 監査結果報告書

宝 監 第 1 8 号  
令和5年(2023年)4月19日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男  
同 小 川 克 弘  
同 梶 川 みさお

令和4年度定期監査（市民交流部及び会計課）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

## 第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

## 第2 監査等の対象

原則として、令和4年4月から令和4年12月までの市民交流部及び会計課における財務に関する事務の執行及び財産管理

## 第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して実施しました。

## 第4 監査等の日程

事務局監査 令和5年1月18日から令和5年3月24日まで

監査委員監査 令和5年3月23日、24日

## 第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### <市民交流部>

#### 【意見】

#### 《市民相談課》

##### 1 パブリック・コメントについて

パブリック・コメントは、市の条例や基本的な計画等の制定に当たり、制定しようとする条例、計画等の趣旨、目的、内容を広く市民に公表し、公表したものに対して市民からの意見を募る制度です。平成30年度から令和3年度までの実施状況は次表のとおりです。

パブリック・コメント実施状況 (単位 件、人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
案件数	11	1	12	12
意見提出人数	75	14	61	72
意見提出件数	151	34	145	241
意見反映件数	34	5	28	33

案件数が1件のみであった令和元年度を除くと、各年度の1案件あたりの意見提出人数は5人から7人で推移しており、依然として少ない状況であると考えます。

令和4年12月26日付け、宝塚市パブリック・コメント審議会（以下「審議会」という。）からの答申では、宝塚市パブリック・コメント手続マニュアルの更なる充実、研修制度の導入について提案されています。この点については、令和3年度も審議会から同様の提案がされましたが、その後の取組が十分でないことから再度、答申に記載されたものです。取組状況について所管課に確認したところ、「マニュアルについては、昨年度と同様に答申後の今年度末までに見直しを行う予定であり、研修制度の導入については、講師による対面研修またはパワーポイントを用いた研修の実施を検討する。」旨の説明を受けました。これらは、令和3年度以降の審議会からの答申で対応を求められている事項であることから、できるだけ早急に対応するよう努めてください。

また、審議会からの答申は、所管課を通じてパブリック・コメント手続を実施した部署にフィードバックされているとのことでしたが、同じ部署で次期計画の策定時に答申内容を活用するとしてもおおむね5年後以降になることから、審議会からの答申を当該部署だけに対する意見とするのではなく、全庁的に情報を共有して、組織全体でノウハウを蓄積する必要があると考えます。パブリック・コメントは、市民と市が情報を共有しつつ参画と協働のもとで市政を運営していくための取組です。市民への広報の在り方を含め、今後も市民とのパートナーシップを意識し、市民目線でパブリック・コメン

トが実施されるよう努めてください。

## 《市民協働推進課》

### 1 宝塚市きずなの家事業について

本市では、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的に、地域住民の交流の場として、老いも若きも集える地域における居場所を地域社会に提供する事業を「宝塚市きずなの家」として認定するとともに、認定団体に宝塚市きずなの家事業補助金を交付することで、自立して宝塚市きずなの家事業を実施できるよう支援を行っています。

平成23年度の事業開始以降、補助対象経費及び期間の変遷を経て、合計8団体が「宝塚市きずなの家」としての認定及び補助金の交付を受けており、現在の認定団体は4団体、うち2団体が補助金の交付を受けています。

事業の現状及び今後の方向性について所管課に確認したところ、「事業開始当初は、まずは市内全域に10団体程度の認定を目指していたが、補助金制度としては手厚いものとなっているにもかかわらず、補助要件が厳しかったこともあり、応募団体数が伸びなかった。一方で、これまで認定してきた団体は、事業への賛同者からの寄附や家賃などの経費削減の努力により、補助金終了後も事業が継続できており、自立した運営に向けたスタートアップとしての補助金の目的に沿ったものとなっている。これらのことに加え、同様の事業として宝塚市社会福祉協議会が実施している「ふれあいいいききサロン支援事業」があること、宝塚市きずなづくり推進事業補助金もスタートアップとして活用できることから、宝塚市きずなの家事業補助金は一旦休止することとしており、令和2年度以降は新たな認定団体の募集は行っていない。また、これまで認定してきた団体が今後も事業を継続できるよう引き続き丁寧に対応するとともに、新規開設の相談があれば他の制度を紹介するなど、居場所づくりには継続して関わっていきたいと考えている。」旨の説明を受けました。

認定団体数や地域の偏在など、当初の想定どおりとなっていない面はあるものの、これまで認定してきた団体が地域において一定の役割を担っていることは評価できます。今後、地域における居場所の必要性は更に高まると考えられますので、これまで認定してきた団体が補助金終了後も事業を継続できるよう支援するとともに、宝塚市社会福祉協議会との連携などにより、居場所づくりを市内全域に広げていくよう取り組んでください。

## 《窓口サービス課》

### 1 サービスセンター及びサービスステーションの在り方検討について

市内に7か所設置しているサービスセンター・サービスステーション（以下「SC・SS」という。）については、平成29年度の全事務事業見直しで全SC・SSの在り方について検討を行うこととし、これを踏まえ、市民の利便性及び事務の効率性の観点から廃止等の検討を行った結果、令和元年度に策定された宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針（以下「最適化方針」という。）では雲雀丘SS及び売布神社駅前SSが見直しの対象となりました。その後の取組状況について所管課に確認したところ、「令和元年度は廃止についての理解を求める形で地域住民への説明を行ったが、雲雀丘SS、売布神社駅前SSともに反対の意見が根強かった。一方で、雲雀丘SSの地域住民からは、施設の新たな活用方法を含めた積極的な意見もあったことから、令和3年度からはこの点を中心に協議を進めた。」旨の説明を受けました。また、今後の具体的なスケジュールや代替案については、「スケジュールは定めていないが、代替案については先進自治体の取組を紹介し、地域住民と共有した。」旨の説明を受けました。

SC・SSの在り方検討に当たっては、SC・SS以外にも含めた窓口業務全体の見直しや、地域において必要な行政サービスの在り方をどのように考えるかということも関連するため、所管課だけでなく全庁一丸となり取り組む必要があると考えます。最適化方針の取組期間が令和9年度までであることを意識した上で、できる限り早期に市として具体的なスケジュールや方針を示すことができるよう努めてください。

## 《国民健康保険課・医療助成課共通》

### 1 委託契約における情報セキュリティ確保のための手続について

本市では、宝塚市情報セキュリティ規則第9条の規定に基づき、情報セキュリティ対策の統一的な基準を示すものとして「宝塚市情報セキュリティ対策基準を定める要綱（以下「要綱」という。）」を制定しています。要綱第8条第1項において、情報資産を取り扱う業務を事業者へ委託する場合は、情報資産の取扱い等に関して、同項各号で掲げる事項を契約書に明記しなければならない旨の規定があり、同項第2号では受託者及び業務従事者の連署による秘密保持に係わる誓約書の提出に関する事項についても明記することとなっています。

令和4年度契約関連書類のうち、情報資産を取り扱う委託業務について一部抽出確認したところ、次の契約において要綱に沿った運用が行われていない事例や誓約書の徴取方法に疑問が残る事例がありました。

(1) 国民健康保険被保険者証印字業務委託及び封入封緘業務委託

要綱第8条第1項に規定する情報資産の取扱い等に関する事項のうち、同項第2号に係る誓約書の提出に関する事項等、契約書に明記されていない事項があり、誓約書も提出されていませんでした。

(2) 福祉医療費受給者証印字業務委託及び封入封緘業務委託

契約書に基づき要綱第8条第1項第2号に係る誓約書は提出されているものの、受託者の代表印が押印されているのみで、業務従事者の連署はありませんでした。

(3) 後期高齢者医療保険料決定通知書等印字業務委託及び封入封緘業務委託

要綱第8条第1項に規定する情報資産の取扱い等に関する事項のうち、同項第2号に係る誓約書の提出に関する事項等、契約書に明記されていない事項がありましたが、誓約書自体は提出されていました。しかしながら、提出された誓約書を確認したところ、受託者の代表印は押印されていたものの、本来の様式に所管課が追加して設けた業務従事者記名欄に、従事者氏名がまとめて記載されており、個別の誓約書は作成されていませんでした。従事者氏名をまとめて記載できる様式では、従事者自身が真に遵守事項を確認した上で自ら誓約しているのかどうか分からないのではないかと考えます。

(2) 及び (3) の業務委託は、平成30年度定期監査で既に意見していますが、部内での共有が図られることなく、適切な措置がされていませんでした。また、要綱第8条第1項第7号に係る立入検査の実施状況を確認しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工場への立入りが禁止されているとの理由により実施されていませんでした。工場への立入りができなかったとしても、秘密保持等に関する遵守状況について報告を求める等、立入検査に代わる確認方法を検討すべきではなかったかと考えます。

これらの業務委託は、いずれも多くの市民の個人情報を取り扱うものです。個人情報は一度流出してしまうと回復することが困難であることから、セキュリティ確保においては可能な限り事前の防止対策が必要であると考えます。情報セキュリティ対策の統一的な基準である要綱に基づく手続を今一度確認し、適正な契約事務の執行に努めてください。

## 《国民健康保険課》

### 1 宝塚市国民健康保険税の減免事務について

本市では、国民健康保険税の減免事務の円滑化を図るため、宝塚市国民健康保険税減免処理基準（以下「処理基準」という。）を定めています。処理基準において「減免事

由のうち、自己申告による減免である「4 所得の激減」「5 最低生活の維持困難」については、申請のあった翌年度に自己申告した収入や所得の内容と、実際の金額に乖離がないかを市民税データ等を用いて調査のうえ、減免基準に該当しない程度の収入や所得があることが判明した場合は、直ちに申請を却下するとともに減免した保険税を納税義務者から一時に徴収する。」としており、自己申告によって減免決定されているものは翌年度調査を実施する旨が規定されていますが、これまで実施されていませんでした。

このことについて所管課に確認したところ、「申請者への詳細な周知や取消し基準を明確に定めることができていないことから、現時点では実施に至っていない。現在、兵庫県が進めている県下の保険料水準の統一には減免制度の統一も含まれており、本市の減免制度は他市町と比較して手厚いものとなっていることから、今後、減免制度の見直しも検討する必要がある。兵庫県の統一案について、来年度以降、宝塚市国民健康保険運営協議会で議論を行い、本市の減免制度自体の見直しを図る予定としている。」、また、今後の運用については「処理基準で翌年度調査の実施が明記されている以上、可能な範囲で遡って実態把握をし、適正な運用にしたいと考えている。」旨の説明を受けました。令和9年度の保険料水準の統一に向けた検討を進める中で、本市の減免制度の見直しは必要ですが、処理基準で定めているにもかかわらず、翌年度調査が実施されていない現状には問題があると考えます。処理基準に沿った適正な事務執行に努めてください。

## 2 宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金について

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金（以下「貸付基金」という。）は、宝塚市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与するために設置されており、現在の残高は500万円です。

貸付基金の状況について確認したところ、平成23年度以降は貸付実績がなく、貸付基金が活用されていない状況でした。また、出産育児一時金については、所管課から医療機関等へ直接支払うことで医療機関等の窓口での支払いの負担を軽減する直接支払制度が、平成21年10月1日から実施されています。

直接支払制度の定着後も貸付基金を維持している理由について所管課に確認したところ、「直接支払制度を希望されない出産や直接支払制度未対応の海外出産により、出産費資金の貸付を希望される方がいる可能性もあり、貸付基金を維持している。」旨の

説明を受けました。しかしながら、令和3年度及び令和4年度（令和4年12月まで）における海外出産を含む直接支払制度の未利用者はそれぞれ5件であり、いずれも出産費資金の貸付を受けていません。貸付制度そのものの必要性は一定理解できますが、貸付基金が長期間活用されないままになっていることは適切ではないと考えます。貸付基金を前提としない貸付制度の在り方について検討してください。

## <会計課>

### 【意見】

#### 1 新財務会計システムと文書管理システムとの連携による電子決裁について

本市では、旧財務会計システムに電子決裁機能がなかったため、紙決裁による伝票処理に時間を要していました。また、伝票の改ざんや紛失のリスク、伝票の整理や検索等の業務効率上の課題もあったことから、電子決裁により伝票処理のプロセスを可視化することで、意思決定の迅速化、伝票管理の適正化を図り、内部統制の強化、ペーパーレス化及びデータの利活用に資することを目的として、令和3年10月1日の新財務会計システムの導入に併せて、電子決裁の運用開始に向けて取り組んでいます。

電子決裁の運用開始時期について所管課に確認したところ、「令和3年度出納整理期間終了後の令和4年6月からの開始を予定していたが、出納整理期間における動作確認ができていないこと、学校園での電子決裁導入の検討に時間を要したことなどにより運用開始が遅れており、現在、令和4年度出納整理期間終了後からの段階的な運用開始に向けて取り組んでいる。」旨の説明を受けました。また、今後の課題については、「電子決裁の特性上、起票日や決裁日が自動入力されることになるが、例えば、3月末までの事業実施に対する市の補助金の支出など、4月以降に支出額が決定する場合の支出の意思決定を電子決裁とは別の決裁により3月末までに行うなどの現行事務の運用見直し、それに伴う宝塚市会計事務規則等の改正が必要となり、大きな課題となっている。」旨の説明を受けました。

しかしながら、新財務会計システムを含む宝塚市内部基幹システムの更新は公募型プロポーザルで実施されており、これらの課題は更新前に検討すべき内容であると考えます。また、宝塚市内部基幹システムサービス利用契約の契約期間が令和3年10月1日から令和9年3月31日までであること、契約金額が2億8,891万円と多額の費用を要していること、さらに内部統制の強化及び業務の効率化に資する取組であることから、可能な限り早期の電子決裁の運用開始に努めてください。